

釧路司法書士会報

Vol.127

2018

March

3

月号



釧路地方法務局長寄稿・
釧路土地家屋調査士会会長寄稿ほか

127号目次

CONTENTS

- 3** 近年の登記制度の動向等について
釧路地方法務局長 播谷 秀樹
- 4** 新年のご挨拶
釧路司法書士会 会長 野村 一仁
- 5** 年頭の御挨拶
釧路司法書士会 会長 坂下 直樹
- 6** ブロック活動報告
北海道ブロック司法書士協議会 理事 中川 貴志
- 7** 民法の一部を改正する法案について
北網支部 森田 拓巳
- 8** 新入会員挨拶
十勝支部 葉梨 希望
- 8** 入会のご挨拶
十勝支部 野村 守
- 9** 新入会員あいさつ
十勝支部 坂口 卓郎
- 10** 入会御挨拶
北網支部 横山 太郎
- 11** 写真で見るイベント
- 12** 釧路司法書士会 会員の動き
- 13** 業務日誌
- 16** 編集後記
会報編集委員 十勝支部 寺沢 秀明

《表紙の写真》

別海町「野付の千島桜」指定文化財



近年の登記制度の動向等について

釧路地方法務局長 播谷 秀樹

この度、貴会会報誌の寄稿の機会をいただきました。

テーマは「近年の登記制度の動向等」とのことですが、近年の法務省・法務局関連の業務を交え、紹介させていただきます。

なお、本稿中、意見にわたる部分は私見です。あらかじめお断りしておきます。

昨年6月の「所有者不明 410万ヘクタール 九州の面積上回る」との報道を耳にされ驚かれた方も多いと思います。また、その後の報道では、今後、何らかの対策を講じない場合には、2040年には、所有者不明の土地の面積は、北海道本島（約780万ヘクタール）に迫るとされています。

法務省が、民間の有識者等で構成される「所有者不明土地問題研究会」と連携して、全国10か所の地区（調査対象約10万筆）で相続登記が未了となっているおそれのある土地の調査を行った結果、最後に所有権の登記がされてから50年以上経過している土地の割合は、大都市地域において6.6%、中小都市・中山間地域において26.6%であることが分かりました。

相続登記未了の土地、「所有者不明」土地の問題がますます関心を集める中、「長期相続登記未了土地の解消方策」について検討が進められていますが、その対策の一つとして、平成29年5月29日に法定相続情報証明制度が開始されました。

当局においても、本制度の開始に当たり、金融機関等の諸機関や市民向けの広報活動を行ったところですが、法定相続情報一覧図の利用を導入した金融機関もあり、また、法定相続情報一覧図の保管の申出をされた方が複数枚の法定相続情報一覧図の写しの交付を受けることも多くなっています。

相続人が各種相続手続を行うたびごとに戸籍関係書類等の一式を提出することに代えて

法定相続情報一覧図の写しを提出することにより、相続人の各種相続手続に要する手続負担が軽減し、相続登記を促進するという本制度の目的において成果が出ているものと思われます。

今後、同制度が、相続手続を行う相続人にとって、また、法定相続情報一覧図の写しの提出を受ける諸機関にとっても、より利用しやすいものとなるよう、必要に応じて、運用の改善等を行っていきたいと思います。

会員の皆様におかれましても、相続登記の促進につながるよう、同制度の積極的利用につき御協力をお願いします。

次に民法等の改正についてですが、平成29年5月26日、民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）が成立しました。今回の改正は、民法のうち債権関係の規定について、取引社会を支える最も基本的な法的基礎である契約に関する規定を中心に、民法を国民一般に分かりやすいものとする観点等から、実務で通用している基本的なルールを適切に明文化することとし、一部の規定を除き、平成32年（2020年）4月1日から施行されます。

また、民法のうち相続関係の規定について、配偶者の居住権を保護するなどの方策として遺産分割に関する規定及び自筆証書遺言の方式緩和などの遺言制度に関する規定等の見直しが検討されています。

さらに、会社法関係では、株主総会資料の電子提供制度の創設、役員に適切なインセンティブを付与するための規律の整備及び上場会社等への社外取締役を置くことの義務付け等の企業統治に関する規定の見直しが検討されています。

これらのことは、司法書士の業務に大きく影響し、市民の法律家である司法書士の役割はますます大きくなると思われます。

最後に、政府全体で行政手続におけるオン

ライン利用を推進しており、当局においても、登記及び供託手続等のオンライン申請の利用促進に取り組んでいます。

オンライン申請により、登記事務等の処理工程の効率化が図られ、登記申請の迅速処理

につながり、ひいては、国民の利便性向上が図られるものと考えていますので、オンライン申請の一層の利用につき御協力をお願いします。



新年のご挨拶

釧路司法書士会 会長 野村 一 仁

明けましておめでとうございます。

会員の皆様には輝かしい新春をお迎えのことと、心からお喜び申し上げます。

また、日頃から本会の事業運営に対し、ご理解とご協力を賜るとともに、司法書士制度の拡充の発展にご尽力をいただき、心から御礼を申し上げます。

さて、去年は各単位会・日司連の役員改選の時期でありました。日司連の会長選挙により、会長今川嘉典、推薦副会長小澤吉徳（静岡県会）、副会長鯨井康夫（神奈川県会）、同 山内鉄夫（大阪会）、同 峯田文雄（山形県会）が当選しました。

その後、新執行部は司法書士会の喫緊の課題である「司法書士法改正」、「オンライン申請資格者代理人方式」、「空き家・所有者不明土地等に関する相続登記促進」、「成年後見制度利用促進」について、平成29年9月14・15日の予定で会長会が開催されましたので、その主なものを報告します。

まず、オンライン申請資格者代理人方式については、平成29年度中つまり平成30年3月までに制度設計が終わり、当初は今年度中の施行ということだったようですが、平成30年4月以降の施行になるようです。

日司連が今回の会長会開催時点において検討している事項は、

- 1 資格者代理人による申請担保について、
 - ① 資格者代理人であることの確認方法、
 - ② 登記官の原資料提示権限を設ける必要性、
 - ③ 添付情報をPDFファイルとすること

によっても登記の真正担保機能を低下させない措置

- 2 保管義務について、資格者代理人による書面保管義務について（登記完了後）
 - ① 原資料保管を要しないとする考え
 - ② 原資料保管を要するとする考え
- 3 真正担保の実効性について 資格者代理人による真正担保の実効性について
- 4 手続を完遂させる方策については、オンラインにより全ての手続を完遂させるための方策について
- 5 インセンティブについては、オンライン申請の利用促進させるためのインセンティブについて等を検討しています。

上記検討事項について、それぞれ検討内容がありますが、未だ確定したものはありません。平成30年1月18・19日に日司連ホールにおいて、会長会が開催されますので、その後最新の検討事項の内容をお知らせできるものと思っています。

また、「空き家・所有者不明土地等に関する相続登記促進」については、最近マスコミ等で取り上げられていますが、日本経新聞2017（平成29年）12月29日によると、「政府は所有者不明の土地や空き家問題の抜本的な対策に乗り出す。現在は任意となっている相続登記の義務化や、土地所有権の放棄の可否などを協議し、具体策を検討する。法務省は早ければ2018年にも民法や不動産登記法の改正を法相の諮問機関である法制審議会に諮問する方針だ。政府は年明けに関係閣僚会議を開いて検討作業を急ぐ」との記事があります。

相続登記の義務化も検討されているようです。私達司法書士は、不動産登記の専門家として相続登記手続に精通していますし、現在は、法定相続情報証明書交付の受託を受けた際にも1号様式による職務上請求書を使用することができます。

これにより、相続人探索事務についても司法書士は受任しやすくなると思われます。



年頭の御挨拶

釧路土地家屋調査士会 会長 坂下直樹

釧路司法書士会会員の皆様、新年あけましておめでとうございます。

皆様方にはつつがなく新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、日頃より釧路土地家屋調査士会の会務運営につきましてご支援とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、昨今大きな社会問題となっています「所有者不明土地問題」ですが、私が個人的に思っている雑感を少々。

今年は大きな動きがあるようです。政府の「骨太の方針」に一昨年、昨年と重要課題として取り上げられ、法務省でも研究会が立ち上がり、相続登記の義務化、登記手続の簡略化等が検討されているとのこと。この義務化ですがはたしてその実効性はあるのでしょうか。相続登記が義務化されるということは、表示に関する登記のように登録免許税を非課税にするのか？ 登記を怠った場合、罰則規定を設けるのか？ 私も長年調査士をしていますが表示に関する登記で申請義務があるにもかかわらず誰もそれを履行していません。又、罰則を受けた事例を見たことがありません。形骸化した制度にならないように、税金申告のように期限を切り、期限を過ぎると法定相続分で登記官の職権による登記をする等、思い切った施策が必要かもしれませんね（乱暴ですが）。

登記手続の簡略化は、司法書士の先生にとど

会員の皆様とともに、今まで以上に研鑽を積み、積極的に自治体等からも相続人探索事務等を受託し、所有者不明土地等・空き家問題を解決していきたいと思っています。

最後に、本年が皆様にとりまして益々の発展・飛躍の一年になりますようご祈念申し上げます、新年のご挨拶とします。

う影響するのでしょうか。国の政策ですので、国民が簡単に本人申請できるようにするかもしれません。法定相続情報証明制度が8士業に解放されたように他士業の参入も考えられます。これから発生する相続に関しては、先生方の仕事は増えないかもしれません。しかし問題は、昔に相続が開始し相続登記が未了の土地です。私も昨年、測量の現場で隣地が相続未了の土地がありました。近所に聞くと30、40年前に所有者が死亡しており、相続人もわからないとのことでした。おそらく相続人は、数十人。このような土地の解決をしてこそ司法書士の存在意義があると思います。既存の相続財産管理制度、不在者財産管理制度の中心的役割を担うのは当然ですが、数十年も相続登記を放置された土地の所有権を明確化しどのように利活用するのか、今までにない発想で司法書士（会）が法改正等に関わってほしいと願っています。

我々調査士は、日々不動産調査報告書を法務局へ提出しています。その中には前述の所有者不明土地の情報も記載しています。法務局、司法書士、調査士が協力すれば問題解決の大きな一歩になると思っています。今年この相続登記の法制度がどのように変化するか注目していきたいと思っています。

結びに、貴会会員の皆様方のご健康・ご活躍を祈念致しまして、年頭の挨拶とさせていただきます。今年もよろしくお祈りいたします。



ブロック活動報告

北海道ブロック司法書士協議会 理事 中川 貴志

平成29年11月11日(土)、函館市にて北海道・東北ブロック合同協議会が開催された。

合同協議会は、2年に1度、会場は北海道地区と東北地区とで交互に開催されている。

釧路会からは、野村会長のほか、中島理事、菅原(亮)理事と私の4名が参加した。

会議では、東北地域における震災の復興状況等に関する報告がなされ、仮設住宅の現状や今後の支援のあり方について議論が深められるなど、日常業務ではなかなか触れることが少ない司法書士の支援活動について知ることが多い機会になったと思う。

翌日は、私は参加しなかったが、函館会の執行部が中心となって、東北ブロック一同を貸し切りバスで函館観光に案内したようである。

翌週の11月18日(土)には、札幌市内にて開業支援フォーラムが開催され、釧路会から野村会長、森副会長と私の3名が参加し、釧路管内における実情について説明を行ったほか、その後の懇親会にて今年度合格者との間で親睦を深めた。

釧路管内の合格者からは、帯広市の中田裕一さんが参加され、今後の研修スケジュールや開業に向けた疑問などについて、諸先輩の話に真剣に耳を傾けている様子であった。

さらにその翌月の12月16日(土)、ブロック会別広報担当者会議が同じく札幌市内にて開催され、釧路会の担当者として私が参加させていただいた。

各会の広報活動について報告がなされ、特に面白いと思えた活動としては、札幌会におけるラジオによる広報(AIR-G FM北海道「教えて!司法書士さん!」)や映画「探偵はBARにいる3」とのタイアップポスターの作成、また、函館会における大型書店内のイベント「司法書士カフェ」の開催など、各会の予算に応じて創意工夫がなされたものであった。

であった。

また、函館会においては、毎年2月の「相続登記はお済みですか月間」に、新聞のお悔やみ欄と同面に司法書士会の案内広告を掲載したところ、相続に関する相談申込が目に見えて増加したとのことである(賛否のありそうなどころではありますが、特に市民からも会員からも苦情などはなかったようです)。

司法書士の認知度向上や今後の業務の変化に応じて、釧路会においても効果的な広報活動を考えていかななくてはならないと思います。

～雑感～

今年度からブロック理事に就任させていただいていますが、理事会やら何やらけっこう忙しい(最初に聞いていた話と違う!!)。基本的に札幌市内等での会議になるので、土日に休めない日が増えています。

私が会員登録した平成23年度から早7年、自分より年齢の若い会員も増え、名簿の順も中間に迫ろうとしています。未だ実感が沸かず。業務も会務もわからないことばかりのまま時間だけが過ぎていくような感じですが、1歳の子どもと住宅ローンを抱える中、気持ちを直さねばと考える今日この頃であります。





民法の一部を改正する法案について

北網支部 森田 拓巳

民法の一部を改正する法律案が2017年中に可決、公布され、施行日も2020年4月1日（一部例外あり。）に決定した。改正の対象は主に債権法だが、民法総則にあたる部分も改正されている。また、同時にこの民法改正に合わせ商法も一部改正されている。

改正内容を、改正前の条文を基に判例や法解釈によって運用されてきたものを明文化・修正した条文と時代背景に合わせて新設された条文の2種類に分けて考えた場合、前者は実務的な影響が少なく、後者は実務への影響が大きいのではないでしょうか。

以下、ほんの一部ではありますが、改正施行後の民法条文を新法、改正前の民法条文を旧法と表記し、紹介させていただきます。

新法第3条の2には、「法律行為の当事者が意思表示をしたときに意思能力を有しなかったときは、その法律行為は、無効とする。」とあるが、このことは当然のことで、明文化する必要すらないと考えられていたが、今回の改正で新設・明文化された。また、新法第107条に代理権の濫用時の相手方の保護規定が新設されたが、判例の趣旨を明文化したにすぎないため、実務上の取り扱いには影響がないと言える。

上記に対し実務への影響が大きいのと考えられる条文の変更・新設をいくつかあげてみる。

【消滅時効】

新法総則の規定では、消滅時効の期間が、行使できることを知ったときから5年、行使できるときから10年で統一されることになっている。旧法の170条から174条の職業別の消滅時効が廃止、また、これに合わせて商事消滅時効を定めた商法522条は、廃止される。その他には、人体に対する不法行為の消滅時効は、損害及び加害者を知ったときから3年から同じく5年に延長されるなどの改正が行われた。

【法定利率】

法定利率は新法施行時に3%になり、その後は3年ごとに利率が見直される。利率の算定は、法務省令で定めるところにより法務大臣が告示する「基準割合」に基づいて行われる。法定利率は3年ごとに変わる可能性があるが、変動利率として運用されるのではなく、利息が最初に生じたときの法定利率を適用していくことになる。この規定に合わせ商事法定利率年6%の規定も削除された。

【保証契約】

新法第465条の6では、事業のためにした貸金債務の第三者保証契約は、契約締結の1か月以上前に公正証書により契約締結の意思確認を行わなければ契約が無効になることを定めている。第三者とは、主債務者が法人の場合は、役員・議決権の過半数を有する株主以外の者、主債務者が個人の場合は、共同経営者・主債務者の配偶者等以外の者を指す。

【定型約款】

現在の日常生活の多くの場面で見られる、事業者が作成する契約条項群「約款」に基づく取引ルールが明文化されることになった。基本的に約款による取引を有効とし、権利の制限、義務の加重、社会通念上不利益となるものに関しては合意をしていなかったものとみなす。等の規定が新設された。この規定は、旧法時代に締結された約款にも適用される（契約施行日前に契約当事者の一方から書面により反対の意思表示がされた場合を除く）。

※施行日の例外

新法の施行日に関しての例外としては、保証契約に保証人の意思確認を公正証書で作成する必要がある場合は、2020年3月1日からその作成が可能となり、新法施行日に向けた保証契約締結の準備が可能となります。また、約款適用期間に対する反対の意思表示は、2018年4月1日から施行日前までに行うこと

が必要であること。以上2つが施行日の例外として定められている。

以上、民法の一部を改正する法律案について、ほんの一部を紹介させていただきました。今回の民法改正議論の中で、改正法律案に漏

れた債権分野の条文についても議論が継続していること、また、民法の親族法についても一部改正の動きが進んでおりますので、引き続き民法改正に注目していかなければならないと考えられます。



新入会員挨拶

十勝支部 葉 梨 希 望

平成29年10月、釧路司法書士会に登録致しました、葉梨希望と申します。

大学卒業後2年目で司法書士試験に合格し、東京の司法書士事務所に1年勤めた後、結婚を機に海外へ住むことになり、その後は司法書士の仕事から離れ、専業主婦として長年過ごしておりました。帰郷する度に、司法書士、税理士として働く父親の仕事を手伝うことで実務に触れる機会を持ちましたが、あくまで東京に生活の根拠があったこともあり、自分が、将来父の事務所を引き継ぐことになる、という意識を持つことはありませんでした。

平成23年の春、夫の海外単身赴任をきっかけに、故郷に戻り、父の仕事を手伝う時間が増え、徐々に、自分の培った知識を実務に生かし、役立てることに充実感を覚えはじめま

した。

それでも、父の「補助」として役だてるという「ささやかな喜び」とどまり、自分自身が司法書士として登録し、独り立ちするという意識を持つまでには到りませんでした。父と一緒に働く中で、地元の人々のお役にたてる喜びや充実感を覚え始め、高齢になった父の負担を少しでもやわらげたい、そして仕事を引き継ぐことができるのならば引き継ぎたい、という気持ちが芽生えはじめました。父が培った信用、信頼を大切に思いながら、地元で根ざした司法書士として、その責任を果たしていきたいと思っております。

合格から26年の月日がたち、50歳からの出発ですので、気が引き締まる思いでおります。どうぞ宜しくお願い致します。



入会のご挨拶

十勝支部 野 村 守

昨年、釧路司法書士会に入会させて頂きました野村守と申します。

簡単に自己紹介をさせていただきます。私は帯広市出身で高校卒業まで帯広で過ごし、大学

進学の際に上京しました。大学卒業後はしばらく東京で専攻受験生として過ごし、その後北海道に戻り司法書士試験に合格しました。大学を卒業してからほとんど試験のための勉

強しかしておらず社会経験もないため、実務については右も左もわからない状況です。なので、一日でも早く一人前の司法書士になれるように努力していきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

現在は新人研修を控え、課題のレポートに取り組んでいます。テーマは司法書士の倫理なのですが、改めて司法書士は法律の専門家としてはもちろん一人の人間としても信頼を得られるようであればならないと思ひました。なかなかすぐにはできることではないので、日々意識を強くもって業務にあたろうと思ひます。

趣味は特にこれとってないのですが、時間のある時は映画を見たり音楽を聴いたりしています。映画のジャンルは洋画を中心に幅広く見ます。そこまで詳しいわけではありませんが、おすすめの本をお持ちの方はぜひ教えて頂きたいです。

受験生時代に苦手ながら興味があった実務分野は商業登記です。詳しい先輩方にお話を伺えたらと思ひています。

今後、先輩方にお世話になる機会が多くなると思ひますが、どうぞご指導ご鞭撻の程よろしくお願ひ致します。



新入会員あいさつ

十勝支部 坂口 卓郎

この度、釧路司法書士会に入会し帯広市において事務所を開設致しました坂口卓郎と申します。よろしくお願ひ致します。

私は、6年程前から土地家屋調査士として不動産の登記業務に関わる仕事をしており、それは亡き祖父である坂下尊、叔父である坂下直樹の勧めでこの資格取得を目指したのがきっかけでした。それまで法律の勉強をしたことが無かった為、勉強を始めた当初は法律、判例の奥深さに面白みを感じたことを思い出します。札幌の土地家屋調査士事務所補助者として勤務し、平成22年に調査士試験の合格通知を受けました。日々多忙な事務所だった為、その分多くの登記案件や境界問題等に携わり、司法書士の先生とも仕事をさせて頂くなど実務を通して大変貴重な経験をさせて頂いたことは感謝に尽きません。

その後、地元帯広で調査士事務所を開業し同時に司法書士試験の勉強を始めました。調査士業務との両立とその試験範囲の膨大さに

悪戦苦闘しましたが、昨年合格することができました。登録から2カ月経過した今は、受験生時代に苦しめられた範囲の広さは、司法書士業務の範囲であることを実感し、やりがいと責任を感じております。又、昨今の少子高齢化や空き家問題、所有者不明土地等の社会問題に対し、自分が司法書士としてどのような社会貢献が出来るのか、日々の業務においても依頼人からの要望にどのような方法で、公正かつ誠実、迅速に対応できるのかその術を日々模索中です。

司法書士として開業しその責任を実感している今、まずは地に足をつけ一つ一つの業務を確実にやり、強固な地盤を作り地域の方々から信頼される事務所になるよう勉強、努力を重ねることが今後の私の責務であると考えております。未熟者の私ですが、諸先生方へ一日でも早く近づけるよう精進する所存でございます。ご指導ご鞭撻の程、宜しくお願ひ致します。



入会御挨拶

北網支部 横山 太郎

この度平成29年度の司法書士試験に合格し、釧路司法書士会に入会と同時に斜里町にて司法書士事務所を開設いたしました横山太郎と申します。どうぞよろしくお願い致します。

簡単に自己紹介をします。私の父は測量会社兼土地家屋調査士事務所を経営しておりました。父は自分に跡を継がせる考えはなく、自分もそのつもりもなく大学では測量でも法律でもない機械工学を専攻しておりました。しかし、恥ずかしながら自己管理が苦手な私の学生生活は、入学してから数カ月後にはバイトに明け暮れ、さらにはギャンブルにのめり込むという自堕落なものであり、多くの時間とお金を費やした結果中退することとなり、平成14年に斜里に戻り、父の測量会社に入社させていただくこととなります。

それからは生活リズムも改善して仕事と勉強に励むようになりました。父からは「この仕事はどんなに仕事ができても資格が無かったら継げないんだからな。」と言われ、翌平成15年に測量士、平成16年に土地家屋調査士に合格しました。それ以降は仕事や青年会議所での活動などを通じて地元知り合いも増え、それなりに充実した生活を送っておりま

した。新しいモノが好きで、今では一般的になりつつあるドローンをかなり早い時期から導入し、業界紙などで取り上げられたこともあります。

司法書士を目指すきっかけとなったのは2014年、父が癌と診断されたときです。実は父も司法書士試験に何度も受けていたのですが、勉強法が「六法と過去問」我流のためか、なかなか合格できずにおりました。俺が受けると言って勉強を始め、毎年続いていた青年会議所の役員もすべて降り、飲み会の誘いも一切断つての勉強生活が始まりました。

今回2回目の受験での合格報告は父の仏前での報告となってしまいました。支えてもらった家族や事務所スタッフにいい報告ができて良かったとしみじみ思います。

家族は現在妻と、4月に3歳になる息子がいます。息子が成長したときに恥ずかしく思われまいよう、ひとつひとつの業務にきちんと対応し、地域の方々に愛され、頼られる事務所でありたいと考えております。先輩諸氏の皆様におかれましては、今後ともご指導ご鞭撻のほど宜しくお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。



写真で見るイベント



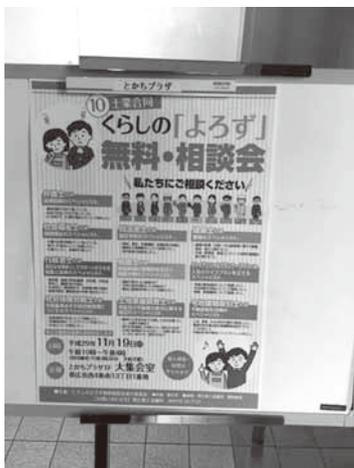
全国一斉「法の日記念」無料相談会 北網支部
平成29年10月4日（水）於：北見市民会館



第4回 業務研修会「eラーニングのデモ ほか」
平成29年11月11日（土）於：阿寒湖まりむ館



第3回 業務研修会「信託財産承継」
平成29年10月14日（土）於：北見市民会館



暮らしのよろず無料相談会
平成29年11月19日（日）於：とかちプラザ

釧路司法書士会 会員の動き

平成30年1月31日現在

*入会



●^は葉^{なし}梨^{のぞ}希^み望 殿 (十勝支部)
 登録年月日 平成29年10月5日
 登録番号 釧路 第239号
 事務所住所 〒080-1408
 河東郡上士幌町字上士幌東3線235番地
 電話番号 (01564) 2-2536
 FAX番号 (01564) 2-3792



●^{よこ}横^{やま}山^た太郎 殿 (北網支部)
 登録年月日 平成29年11月22日
 登録番号 釧路 第240号
 事務所住所 〒099-4117
 斜里郡斜里町青葉町9番地13
 電話番号 (0152) 23-1311
 FAX番号 (0152) 23-0626



●^{さか}坂^{ぐち}口^{たく}卓^{ろう}郎 殿 (十勝支部)
 登録年月日 平成29年11月22日
 登録番号 釧路 第241号
 事務所住所 〒080-0014
 帯広市西4条南10丁目20番地
 電話番号 (0155) 22-3636
 FAX番号 (0155) 23-5736



●^の野^{むら}村^{まもる}守 殿 (十勝支部)
 登録年月日 平成29年12月4日
 登録番号 釧路 第242号
 事務所住所 〒080-0015
 帯広市西5条南5丁目4番地4
 電話番号 (0155) 27-3113
 FAX番号 (0155) 27-3167

*退会

●河原田 明 殿 (北網支部) *福井県会へ変更登録
 退会年月日 平成29年9月21日
 登録番号 釧路 第188号

●下田 寛昭 殿 (十勝支部)
 退会年月日 平成29年10月9日
 登録番号 釧路 第202号

釧路司法書士会 業務日誌

(H29.9 ~ H30.1)

9月

September

- | | | |
|--------|--------------------------|-------------------------|
| 2日(木) | 第2回 業務研修会「会社・法人登記」 | 於：釧路生涯学習センターまなぼっと |
| 6日(水) | 高齢者・障がい者のための成年後見相談会 北網地区 | 於：北見市民会館 |
| 7日(木) | 釧路地域創業支援ネットワーク | 於：道東経済センタービル
(西山支部長) |
| 14日(水) | 第2回 会長会 1日目 | 於：日司連ホール (野村一仁会長) |
| 15日(金) | 第2回 会長会 2日目 | 〃 |
| 15日(金) | 釧路市空家相談事前打合せ | 於：釧路市役所防災庁舎 (西山支部長) |
| 19日(火) | 登録面接【葉梨 希望 氏】 | 於：事務局 |
| 22日(金) | 補助者申請【近江事務所 森谷真由美 殿】 | |
| 23日(土) | 年次制DVD | 於：釧路ラスティングホテル |
| 29日(金) | 会長・副会長・在釧理事会 | 於：事務局 |
| 29日(金) | 住宅金融支援機構事務処理 | 於：事務局 |

10月

October

- | | | |
|--------|--------------------------|---------------------------------|
| 1日(日) | 高齢者・障がい者のための成年後見相談会 十勝地区 | 於：帯広グリーンプラザ |
| 1日(日) | 全国一斉法務局休日相談所 | 於：釧路地方法務局, 帯広支局,
北見支局 |
| 4日(水) | 釧路市空き家相談会 | 於：釧路市役所防災庁舎 |
| 4日(水) | 全国一斉「法の日記念」無料相談会 北網支部 | 於：北見市民会館 |
| 12日(木) | 中標津保健所管内自殺対策推進連絡会議 | 於：中標津町総合福祉センタープラット
(佐々木富昭会員) |
| 14日(土) | 第3回 業務研修会「信託財産承継」 | 於：北見市民会館 |
| 17日(火) | 一日合同相談所 | 於：藤丸百貨店 市民交流ホール
(笹島会員) |
| 18日(水) | 全国一斉「法の日記念」無料相談会 十勝支部 | 於：とがちプラザ |
| 19日(木) | 登録交付式【葉梨 希望 氏】 | 於：野村事務所 |
| 24日(火) | 日本司法支援センター釧根会議 | 於：釧路プリンスホテル(佐渡副会長) |
| 26日(木) | 全国一斉「法の日記念」無料相談会 釧根支部 | 於：釧路生涯学習センターまなぼっと |
| 28日(土) | 理事会 | 於：事務局 |
| 28日(土) | 住宅金融支援機構事務処理 | 於：事務局 |

11月

November

- | | | |
|--------|--------------------------|------------------------------|
| 2日(木) | 全国研修担当者会議 | 於：日司連ホール（酒井理事） |
| 2日(木) | 補助者申請【川越事務所 山本 洋子 殿】 | |
| 6日(月) | 登録面接【横山 太郎 氏】 | 於：事務局 |
| 7日(火) | 日本司法支援センター釧路地方協議会 十勝地区 | 於：ホテルグランテラス帯広
(神谷会員) |
| 9日(木) | 登録面接【坂口 卓郎 氏】 | 於：事務局 |
| 11日(土) | 第4回 業務研修会「eラーニングのデモ ほか」 | 於：阿寒湖まりむ館 |
| 11日(土) | 第4回 北海道ブロック司法書士協議会理事会 | 於：イマジンホテル&リゾート函館 |
| 11日(土) | 東北・北海道ブロック合同協議会 1日目 | 於：イマジンホテル&リゾート函館 |
| 12日(日) | 東北・北海道ブロック合同協議会 2日目 | 〃 |
| 16日(木) | 一日合同行政相談所 派遣 | 於：まちきた大通りビル
(池田支部長・森谷会員) |
| 18日(土) | 第5回 北海道ブロック司法書士協議会理事会 | 於：札幌第一ホテル
(野村一仁会長、ブロック理事) |
| 18日(土) | 開業支援フォーラム | 於：札幌第一ホテル
(野村一仁会長、ブロック理事) |
| 21日(火) | 日本司法支援センター釧路地方協議会 北網地区 | 於：北見プラザホテル（中島理事） |
| 21日(火) | 法テラス地方事務所司法書士副所長会議 | 於：日司連ホール（安田理事） |
| 21日(火) | 登録面接【野村 守 氏】 | 於：事務局 |
| 28日(火) | 登録交付式【横山 太郎 氏】 【坂口 卓郎 氏】 | 於：事務局 |
| 30日(木) | 住宅金融支援機構事務処理 | 於：事務局 |

12月

December

- | | | |
|--------|-------------------------------|-------------------------|
| 2日(土) | 会報委員会 | 於：田村美幌店 |
| 9日(土) | 第2回 ブロック新人研修実行委員会 | 於：札幌ホテルノースシティ
(酒井理事) |
| 12日(火) | 登録交付式【野村 守 氏】 | 於：事務局 |
| 15日(金) | 北海道空き家等対策連絡会議 | 於：自治労会館（中川貴志理事） |
| 16日(土) | ブロック会別 広報担当者会議 | 於：札幌司法書士会館
(中川貴志理事) |
| 20日(水) | えせ同和行為対策関係機関連絡会 | 於：とがちプラザ（大場副支部長） |
| 21日(木) | 補助者申請【横山事務所 横山 夢日 殿・尾崎 絵里那 殿】 | |
| 28日(木) | 仕事納め | |

1月

January

- 9日(火) 仕事始め
- 9日(火) 補助者申請 【葉梨事務所 佐藤理映 殿】
- 10日(水) 釧路地方法務局年始挨拶 (野村一仁会長、佐藤正樹副会長)
- 10日(水) 登録面接【中田 裕一 氏】 於：事務局
- 12日(金)～18日(木) ブロック新人研修 於：札幌ホテルノースシテイ
(酒井理事、近江会員、伊藤会員、
金田理事)
- 13日(土) 自殺対策に関する帯広市多分野合同研修会 於：帯広市保健福祉センター
(大場副支部長)
- 18日(木) 第3回 会長会 1日目・新年賀詞交歓会 於：ザ・キャピトルホテル東急
(野村一仁会長)
- 19日(金) 第3回 会長会 2日目 ”
- 20日(土) 第5回 業務研修会 同時配信「遺産承継業務の実務」
於：釧路ロイヤルイン
- 23日(火)～25日(木) 中央新人研修 後期 於：ホテルさっぽろ芸文館
- 23日(火) 司法書士法施行規則第41条の2の規定による調査
於：北見支局
- 25日(木) 在釧理事会 於：事務局
- 26日(金) 帯広市保健所自殺対策会議 於：十勝総合振興局
(大場副支部長)
- 26日(金) 池田町空き家等セミナー 於：池田町田園ホールオークプラザ
(中川貴志理事)



編集後記

年末には一年を振り返り反省する…、そして今年も既に2月、「光陰矢の如し」である。辞典で「人生」を引くと「①人の一生、②人間の生活」とある。人間らしく生きるとは？幸せな人生とは？いつも子供のように、悩み、考える。

14歳の中学生F少年の将棋人生は、5歳から始まっていた。プロ棋士として最多の29連勝は歴史的な快挙であり、その後も、次々と天才的な記録を更新している。

大崎善生のノンフィクション「将棋の子」は、天才と呼ばれる少年たちが奨励会でプロ棋士を目指し、戦い、敗れ、夢かなわず退会していく…そんな青春の挫折と非情な人生を描き出す。

その中の一人、退会して8年、方言丸出しの少年Yの夢見る世界と現実の社会はあまりにも違いすぎた。既に10以上の職を転々としており、人生を切り替える最後の挑戦。一番難しい講習案内を手に「司法書士」を夢見る。将棋の世界しか知らず、法律を読むのは漢字を読めない子供と同じであったが…。朝6時半起床、1時間30分勉強。週3回専門学校で2時間30分の講義を受ける。講義のない日、休日も、自習室で勉強。夜10時に帰宅し午前2時まで勉強。法律の読み込みは、定跡を覚え、ぐんぐん強くなってゆく将棋の集中力や考え方と似ており、法律を勉強することが喜びになっていきます。酒、賭けごと、遊びの一切を断って、20ヶ月。ついに、退会から8年、31歳の司法書士が誕生します。

春よ来い！平成29年度の釧路司法書士会には、6名の方が入会されました。フレッシュな皆さん、どうぞよろしくお祈りいたします。間もなく新年度、一斉に花咲く道東の春を迎えます。全会員の皆様のご健康で益々ご活躍されますよう祈念いたします。

平成30年2月9日 十勝支部 寺沢 秀明